



# さい

発行・編集/〒039-4711

青森県下北郡佐井村

大字佐井字藤森20

佐井村役場 総務課

TEL : 0175(38)2111

FAX : 0175(38)2492

5月19日(月) [アルサス周辺]  
平成15年度佐井村消防団定期観閲式



## 今月の主な内容

- |  |                  |
|--|------------------|
| 佐井村市町村合併懇話会… 2                         | 交母だより…………… 8     |
| 危険物安全週間 <small>はつ</small> …………… 4      | こちら佐井駐在所…………… 9  |
| 身体障害者巡回診査及び更生相談 <small>はつ</small> …… 5 | お知らせコーナー…………… 10 |
| サル接近警報システムを作ろう… 6                      | 戸籍の窓口…………… 12    |
| 保健師だより・歯科だより…… 7                       |                  |

2003  
(平成15年)

6

No. 406

# 佐井村市町村合併懇話会

## — 報告書で村長へ提言 —

「佐井村市町村合併懇話会」が5ヶ月の期間、市町村合併に関する調査・研究・協議をした結果を報告書にまとめ、村長に提言しました。

広報さい5月号において、報告書の第1章から第3章まで掲載しましたが、今回は第4章並びに第5章「まとめ」を掲載し終了いたします。

### 市町村合併懇話会の提言

まちづくりを

地域の良さを守り

進めるために

#### 第4章 新しいまちづくりの具体的な進め方の提案

- 地理的に不利益な当村は、交通基盤の強化を推進することにより、基幹産業の活性化や地域経済の活力につながることは言うまでもありません。また、合併においては、佐井村の独自性を確保し活用するために、地域資源として自慢のできるものを洗い出し、合併後の新市の中でそれを活かし全体が調和する方策を探らなければならないと思われます。
- 教育・医療・福祉の充実はもちろん、住民サービスの向上を図り、行政がコミュニティを側面から支えることが必要であり、住民が地域づくりや政策に関わりながら、開かれた新しいまちづくりを行うため次のようにまとめています。

#### 【まちづくりに向けた取組みの具体例】

##### 佐井村の独自性を確保するために

- ・地域の資源として自慢できるものの洗い出しをしよう。→その上で地域全体との調和を図る。
- ・自然を利用しながら、都市との交流を図る。  
→夏・冬休み期間に廃校を活用したブルーツーリズム（漁村体験）を導入する。
- ・地域資源を活かすための事業体づくりをする。→雇用機会の創出という効果もある。

##### 住民サービスの利便性の向上を図るために

- ・住民票や印鑑証明などの窓口サービスは、各集会施設にATM的なものを設置して、個人認証カードにより交付できるシステムを導入する。

##### コミュニティを維持するために

- ・コミュニティ団体である町内会や地区会組織、芸能保存活動団体への支援を継続する。
- ・現在の村で行っている村民体育大会や芸能発表会を合併後も継続する。
- ・旧市町村単位での広報誌の発行を検討する。→「広報さい」を合併後も発行する。

##### 産業を振興するために

- ・産業団体には行政依存ではなく、自己責任による経営を促す。  
→自己責任において産業振興策を検討する組織を設置する。
- ・地域にある資源を活用し、観光産業並びに観光経営の構築を検討する。

### 生活環境を整備するために

- ・国道338号の改良、県道川内佐井線を通年併用できるように、合併後の初期の段階で合併特例債を集中的に投資して道路整備をする。
- ・情報伝達手段を有効活用する。

### 医療を充実するために

- ・自治体病院機能再編計画に伴う医療のあり方を考える。
- ・初期診療に重点をおき、専門科医の大間病院への定期的な派遣を検討する。

### 教育を充実するために

- ・児童生徒の学校生活にあったスクールバスの運行形態を検討する。
- ・統廃合に伴う地域住民の不安を解消するため、地域住民、学校と教育委員会の三者で定期的に意見交換を行う組織を検討する。

### 児童福祉を充実するために

- ・既存の保育所の老朽化に伴い、保育機能と児童館機能を持たせた複合施設の整備を検討し充実を図る。
- ・通所できない地域での小規模な人数による託児所を設置する。

### 地域住民とふれあい、開かれたまちづくりを推進するために

- ・予算、政策などについては住民と首長が膝詰めで対話できるように、集落ごとでの座談会を積極的に開催してほしい。
- ・住民は行政の問題に積極的に参画しよう。  
→ボランティア団体やまちづくり団体、そして私たちにできることから

## 第5章 市町村合併を進めるために（まとめの提言）

### …<村に対して>…

- 合併の枠組について、複数の選択肢を検討し、法定協議会設立前に住民に示し判断を問うべきである。
- 村長や議員の判断により、地域の将来は大きく影響を受ける。しっかりと判断してほしい。

### …<議会に対して>…

- 住民投票の実施については、慎重に考えてほしい。あらゆる条件が整った上でないと、イメージだけで安易に判断されてしまう危険性がある。
- 行政に任せるばかりでなく、独自に市町村合併に取り組み、住民代表としての責務を果たしてほしい。

### …<住民に対して>…

- 「誰かに何かしてもらおう」「誰かに考えてもらおう」ではなく、特に若い人達には30年後、50年後に自分たちの子供や孫にとって夢ある地域を作り上げるためにも、真剣に取り組んで欲しい。新しいまちづくりを進めるために、厳しい代償を払わなければならないとしたら、それを払うのも私たち住民自身であるからです。
- 合併により行政区域が広がったとしても、旧市町村単位など小さい規模のコミュニティによるまちづくりや、市町村と住民・各種団体とのパートナーシップなど、新しい住民自治の仕組みを作っていかなければならない。

**【懇話会委員から】** 私たち懇話会委員は、5ヶ月に渡り調査検討しこの報告書に至ったわけですが、報告書で提言したものがどのような形で今後の協議に反映されていくのか、何らかの形で合併議論に参加していきたいと思えます。

## 危険物安全週間

6月8日から6月14日まで全国一斉に実施されます。

この運動は普段身近に使用しているガソリン、軽油、灯油など、危険物に対して関心を持っていただき、同時に保安に対する意識を高める目的で行われます。

また、これらの危険物は消防法で定められており、危険物規制政令、危険物規制規則等により、貯蔵取扱いできる量、場所、施設設備資格等が細かく規制されています。



## 受賞おめでとうございます



内藤清美さん（72歳）

◎叙勲に係る主な経歴

- ◆佐井村議会議員（6期24年）
- ◆佐井村議会副議長（1期4年）
- ◆佐井村監査委員（議会選出1年）
- ◆佐井村教育委員会委員長（6期）

昭和四十六年、村議会議員に当選。以後通算六期二十四年にわたり村政に参画。昭和六十一年からは村議会副議長を務め、村議会の円滑な運営に尽力しながら、漁業振興や教育の充実等地域社会の発展と地方自治の振興に大きく貢献されました。

〔地方自治功勞〕

☆ 勲五等瑞宝章受章 ☆

### 春の叙勲

## 第23回 函館・下北女性交流会

5月14日、15日の二日間の日程で当村を会場に第23回函館・下北女性交流会が行われました。当日は、特別養護老人ホーム園長 中山辰巳氏の講演に真剣に聞き入っていました。

函館・下北の女性団体が親睦を深め合い、またお互いの市町村を知る良い機会となりました。



## 身体障害者巡回診査及び更生相談の実施

例年実施しております身体障害者巡回診査及び更生相談が、今年度も下記の日程で実施されますので、受診を希望される方は、各診査科目実施日の5日前までに、役場健康福祉課までお申込みください。

記

実施月日	診査科目	場 所
7月14日(月)	肢体不自由	むつ市民体育館
7月15日(火)	聴覚障害	下北文化会館

※受付時間 午前8時45分～午前11時00分

※診査及び相談時間 午前9時30分～正午

### 持参するもの

1) 身体障害者手帳(所有者のみ) 2) 印鑑

○対象者

- ①身体障害者手帳の交付を受けるため診査を必要とする方
- ②市町村または各地方健康福祉こどもセンターから身体障害者手帳の再認定が必要とされた方
- ③身体障害者手帳の障害程度及び等級に変化があり、変更とする方
- ④義肢・装具等の補装具(電動車いす・人口喉頭は除く)の交付、再交付または修理を必要とする方
- ⑤生活・医療・施設入所等の相談を希望する方

(注) 1. 脳卒中等発病後3ヶ月未満の者は除きます。

2. 身体障害者手帳の診査については、症状等によってその場での判定が困難な場合には、医療機関を利用してもらうことになります。

なお、詳細については、役場健康福祉課福祉係までお問い合わせください。

■問い合わせ ☎0175-38-2111 内線23

## 緊急雇用対策事業実施のお知らせ

村では、会社の倒産など事業主の都合により離職を余儀なくされた方又は無職の方を対象とした雇用対策公共事業を実施いたします。求職を希望する方は役場産業振興課に求職の申し込みをしてください。

仕事の内容及び雇用条件、受付期間は下記のとおりです。

記

1. 仕事の内容 村有林の刈払・枝打等作業
2. 仕事の実施 平成15年6月下旬から約1ヶ月間、村が民間業者に委託して実施する
3. 雇用期間 20日～30日(求職希望者の人数により雇用期間の調整があります)
4. 就業時間 8時20分から16時40分まで(休憩時間含む)
5. 雇用条件等

(ア) 佐井村に住所のある方で、会社の倒産などで事業主の都合により離職をされた方で、雇用保険受給期間が満了し、現在仕事を求めている方。(現場まで移動のため、普通自動車免許取得者で車所持者優遇)

(イ) 離職した時期がわかる書類が必要です。(雇用保険受給資格者証の写等)又は現在無職無収入であることの証明(役場備付)

(ウ) 年齢……65歳以下の方

(エ) 賃金……日給制 日額 8,000円

(オ) 加入保険 労災保険あり(雇用保険、社会保険等なし)

○受付期間 平成15年6月5日(木)～6月16日(水)まで

○受付場所 役場産業振興課

\* 求職申込書は、産業振興課にあります。

\* 平日は、8時15分から17時まで受け付けます。(土曜日、日曜日は受け付けしないのでご了承願います。)

\* 作業の実施については村は下北地方森林組合に業務を委託します。

\* 雇用者は森林組合と雇用契約を締結して働くことになります。

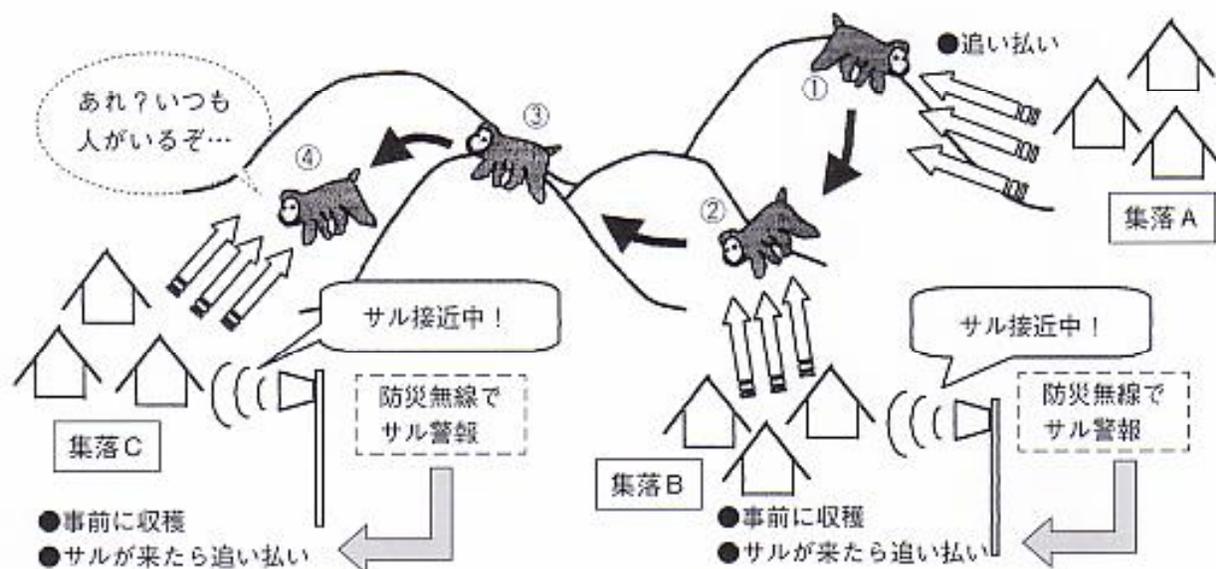
\* 採用については、後日、森林組合より直接通知いたします。

○問い合わせ: 役場産業振興課 ☎☎2111

# サル接近警報システムを作ろう

佐井のサル調査会・佐井村教育委員会

今年度、佐井村では「サル接近警報システム」を試験的に実施する予定です。サルが農地にやってくるのが事前に分かれば、サルより先に収穫しておいたり、効率的に追い払いができるなど対策が立てやすくなります。



サルの位置	集落A	集落B	集落C
①	追い払い	先に収穫	安心
②	注意	追い払い	注意
③	安心	注意	先に収穫
④	安心	安心	追い払い

- I 電波調査により、群れの大体の位置がわかります。
- II 集落に近い場所にサルがいる場合、防災無線で各地区に「サル接近警報」が流れます。
- III 知らせを聞いたら、サルが来る前に収穫できそうな農作物は収穫してください。
- IV サルの群れがやってきたら、花火などで効率よく追い払ってください。  
(効率的な花火の打ち方については、次号の広報でお知らせする予定です)
- V サルの姿が見えなくなっても、群れはまだ畑裏の林に潜んでいる可能性があります。人気がなくなるとすぐ戻ってくる場合もあります。しばらくは注意が必要です。

注意：「サル接近警報」はあくまでも予報です。「警報」が出てもサルが来なかったり、逆に「警報」がないのにサルがやってくることも考えられます。的中率を上げるため努力いたしますが、ご了承ください。

★今年、農地を試験的な被害対策に使用させて頂ける方、新しい被害対策法に興味がある方はご連絡ください。

その他、ご意見・ご質問などは

佐井村教育委員会 ☎4506、4507まで (文責：北大 鈴木克哉)



## 健康的にお酒を楽しむコツ



# 保健師だより

お風呂上がりの冷たいビールが美味しい季節になってきましたね。  
しかし、百薬の長といわれるお酒も、飲みすぎれば肝臓病やアルコール依存症など、心身に重大な影響をおよぼします。

“ほどほどの量”とコツをつかんで、健康的にお酒を楽しみたいものです。

“ほどほどの量”ってどのくらい？



※この他に…焼酎（35度）なら5分の2合

### 飲むときのコツ

- ①食べながら飲む 空腹時に飲んだり、つまみなしで飲むのは胃や肝臓に負担をかけ、悪酔いのもとに。魚や豆類、乳製品などのたんぱく質をとりながら飲みましょう。
- ②ゆっくり、薄めて飲む 一気に飲みや強いお酒は内臓にダメージを与えます。水などで割ったものを、時間をかけて飲みましょう。
- ③週に2日は「休肝日」を 肝臓は回復力の強い臓器。2日休ませれば元通り元気になります。週に2日はアルコールを抜く習慣をつけましょう。



各地区において健診が始まっています。

1年に1回は健診を受けて自分の体をチェックしましょう!!

## 歯科だより

歯科検診が終わりました

今年度、最初の保育所、各学校の歯科検診が終わりました。最近では定期的にフッ素塗布や検診を受けている子供が増えているので、進行した虫歯は、ほとんど見られなくなりました。

小学校では、5、6年生で乳歯が抜けて、永久歯に生え変わって虫歯が無い生徒が何人かいました。ただ、低学年よりも高学年、中学生に「もう少し歯磨きしていねいにしてほしいなあ」と言う人が多かったように思いました。新しい虫歯が無くても歯垢をちゃんと歯磨きできれいに落としてあげないと、歯肉炎や歯周病の原因になります。COのあった人は、これからC（虫歯）に進まないように、しっかりブラッシングしましょう。虫歯のあった人は、早めに治しておきましょうね!

### むし歯って病気？

むし歯は歯垢の中のむし菌が出す酸により歯が溶ける病気です。1度、溶けた歯は自然には治りにくいんだよ。

### むし歯の進行



**健全歯**  
白く輝いていて、とてもきれいです。いつまでもこんな歯でいたいね。



### CO(要観察歯)

溝が少し黒く着色しています。むし歯ではありませんが、そのままにしておくとむし歯になってしまいます。COは歯の手入れをきちんとすることにより、もとの健康な歯にもどることがあります(再石灰化)。



### C(むし歯)

歯に穴があいています。このままにしておくと大変です。今すぐ治療が必要だよ。



## けん銃の摘発にご協力を

～旧軍用けん銃が眠っていませんか？～

旧軍用けん銃とは、第二次世界大戦以前に軍隊関係者が持っていたけん銃のことです。現在も押入やタンス、蔵などに眠っているかもしれません。戦時中の持ち物を今一度確かめてみてください。自主的に提出すれば、処罰を免除されたり軽くなるように法律で定められています。

関連情報をお寄せください。どんな小さな情報でも結構です。

### ■問い合わせ

佐井駐在所 または けん銃110番 ☎017-735-1074まで

## 来日外国人の不法滞在、不法就労防止にご協力を！

近年、来日外国人による犯罪が、ますます組織化、凶悪化してきており、不法滞在者も年々増加傾向にあります。そこで、「不審な外国人を見かけた」「不審な外国人が働いている」などの情報がありましたら、警察署・駐在所へお知らせください。

## 悪質商法の被害に遭わないように注意しよう

### ●最近の悪質商法の手口

悪質商法業者は、年々、手を変え品を変えて、消費者に大きな被害をもたらしています。最近では、景気の低迷や超低金利の長期化、また、その一方で飛躍的に進展しているコンピュータ・ネットワークの普及といった社会・経済情勢を反映した悪徳商法が増加しています。

- ・健康食品等のマルチ商法、マルチまがい商法
- ・ネットワーク利用商法
- ・紹介屋商法、高金利金融
- ・資格商法（2次被害）

### ●被害防止ワンポイントアドバイス

- ・世の中、そんなにうまい儲け話はありません。「儲け話」だけを信じることなく、「損をすること」も考えてください。
- ・勧誘の電話を切りたいためにあいまいな返事をし

ないこと。不要なものなら、はっきり断りましょう。

- ・融資先を紹介された場合は、本当に紹介をされたかどうか、融資を受ける前に勇気をもって融資先に確認してください。
- ・一般に、無担保、無保証で大金を貸すことは考えられません。だまされているという警戒心を忘れないでください。お金を借りる場合には、返済のこともよく確認しましょう。
- ・契約の前に契約書をよく読み、内容を十分理解してから契約するようにしてください。
- ・ネズミ講などの「儲け話」にうっかり乗り、友人等を勧誘した場合、自らが法律違反となる場合があることを忘れないでください。または、お近くの警察官・交番・駐在所に相談してください。

※悪質商法の被害に遭ったり、不審に思った場合は、一人で悩まずに警察本部の「警察安全相談室」☎017-735-9110（ブッシュホン #9110）まで

## ＜警察官(大学卒)募集＞ 君が守る21世紀

青森県人事委員会及び青森県警察本部では、大学卒業(見込み)者を対象に警察官Aの採用試験を行います。

試験日程、採用予定人員、受験資格等は右記のとおりです。

### ■受験手続き、その他の問い合わせ

青森県警察本部警務教養課 ☎017-723-4211  
(内線2662、2663、2664)  
または県内各警察署

- 受付期間 6月2日(月)～6月27日(金)
- 第一次試験 7月13日(日)
- 試験場所 青森市
- 試験種別 警察官A
- 採用予定人員 未定
- 受験資格

昭和49年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学を卒業した者又は平成16年3月31日までに卒業する見込みの者

# お知らせコーナー

## 創業と経営革新をバックアップ!

☆こんな疑問・こんなお悩みをお持ちの方

- 新しく店を始めたい。新しく事業を起こしたいが、どのように取り組めばよいか?
- 自分の企業をもっと良くしたい。そのための取組み方は?
- 国や県などの中小企業に対する支援制度で何か利用できるものは? 等々

### ■事業内容

開業予定の方や、既存事業の経営革新を希望されている方々のために、コーディネーターが各種課題の解決に向けてきめ細やかにアドバイスいたします。

- 相談無料、秘密厳守
- 窓口相談、専門家派遣、企業経営に関わる情報提供等の実施
- 新規開業特別貸付（無担保、無保証人、限度額550万円）の紹介

### ■相談時間

午前8時30分～午後5時（土日・祝祭日を除く）

### ■担当コーディネーター

- 柳谷洋基（経営全般）
- 山本 進（経営・情報全般）

### ■問い合わせ

むつ商工会議所内 下北地域中小企業支援センター  
☎② 2 2 8 3（内線71）

## 児童手当制度のごあんない

### ■児童手当とは

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭生活の安定と次代を担う子どもたちの学費のために設けられた制度です。

### ■支給対象者

義務教育就学前（平成9年4月2日以後生まれ）の児童を養育している方に支給。

※所得が一定額以上の方には、支給されません。

### ■支給額（月額）

- 第1子 5,000円
- 第2子 5,000円
- 第3子以降 10,000円

### ■支給時期

6月、10月、2月

### ■手続の方法

• 続けて手当を受ける方  
児童手当を現在受けている方は、毎年6月に「現況届」を役場に提出してください。

• 新規に手当を受ける方  
出生、転入などにより新たに手当を受ける方、「認定請求書」を役場に提出してください。

※厚生年金に加入している方は、年金加入証明書を添付してください。

児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。

■担当 役場住民課住民係 ☎② 1 1 1

## 国民年金だより

役場住民課 ☎② 1 1 1

青森社会保険事務局

むつ事務所 ☎② 2 2 7 8

**保険料は必ず納めましょう!** 20歳から60歳になるまで納めます

月額 13,300円

納め方

### 第1号被保険者

国（社会保険庁）から送付される納付書で各金融機関、郵便局等にて納めます。

### 第2号被保険者

毎月の給料から厚生年金保険料が引かれます。これには、国民年金の分も含まれていますので、新たに納める必要はありません。

### 第3号被保険者

保険料を納める必要はありませんが、届出をしないと加入したことになりません。また、保険料は配偶者の給料から天引きされることはありません。

保険料を未納のままにしておきますと、将来年金が受けられなくなることがあります。忘れずに納めましょう。納め忘れた場合、過去2年以内ならさかのぼって納めることができます。

**保険料の納付は、口座振替が便利です**

口座振替ですと、あなたの指定の口座から自動的に引き落とされ、納付のためにそのつど金融機関まで出向かなくて済みます。納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんのでとても便利です。

### 口座振替のお申し込みは…

申込用紙は、金融機関、郵便局の窓口を用意してありますので、

- ①預金通帳 ②通帳印 ③納付書  
をお持ちになって、お申し込みください。

保険料は、  
所得控除の対象になるよ。  
年末調整や確定申告の際、  
忘れずに申告しようネ。

## 村内の清掃活動を行う団体を支援します！

平成14年12月1日から住民のみなさんには「村指定ごみ袋」を使用して可燃ごみと不燃ごみを出していただき、むつ市の新しいごみ処理施設へ搬入していますが、各種団体により実施される清掃活動（ボランティア活動）においても同様に「村指定ごみ袋」を使用しなければなりません。

そのような場合、村では「村指定ごみ袋」を無料配布し、各種団体が行う清掃活動を支援いたしますので、役場までご連絡ください。



※活動実施報告書には、上記のような活動内容の状況を示す写真等を添付して頂きます。

■問い合わせ 役場環境建設課環境係 ☎2111（内線39）

### 旧海軍及び海上自衛隊に関する 史料の提供について

海上自衛隊大湊地方隊は、昭和28年9月16日、防衛庁の全身である保安庁警備隊大湊地方隊として創設されて以来、今年で50周年を迎えました。これを記念して、地域のみなさまにも広くご利用いただいている史料館「北洋館」において特別展を計画しています。

つきましては、地域のみなさま方が個人あるいは団体等で所蔵されている史料を次のとおり御提供いただきたくお願いいたします。

1. 史料の受付期間  
平成15年5月1日(木)～7月31日(木)
2. 提供をお願いする史料  
旧海軍及び海上自衛隊大湊地方隊に関する史料  
(写真、絵画、書物、物件等)
3. 史料の借用期間  
借用日から平成15年11月末日まで
4. 特別展の予定  
平成15年8月16日(土)～11月3日(月)
5. 問い合わせ  
〒035-0093 むつ市大湊4-1  
海上自衛隊大湊地方総監部広報係  
☎0175-24-1640

### 自動車をお持ちのみなさんへ

今年度の自動車税の納期限は6月30日(月)です。自動車税は、納期限までにお近くの金融機関、郵便局で納めてください。

なお、車検を受ける際には、納税証明書が必要です。納税証明書は、納税通知書の下の部分についておりますので、自動車税を納められましたら、自動車査証と一緒に大切に保管してください。  
※納税通知書が届かない場合や、自動車税に関するご相談は、むつ県税事務所納税課まで。

■問い合わせ  
むつ県税事務所納税課 ☎8581（内線210）

### 不妊専門相談センターをご利用ください

県では、不妊に悩む夫婦等を対象に、専門の医師等による相談・指導、不妊治療の正しい知識や最新の治療法の紹介などを行う不妊専門相談センターを開設しています。

■場所 弘前大学医学部附属病院  
■日時 毎週金曜日 14:00～16:00  
■費用 無料

※相談には、電話による事前予約が必要です。詳しくは、(下北地方健康福祉子どもセンター)むつ保健所か県庁こどもみらい課(☎017-734-9303)までお問い合わせください。

## 満1歳おめでとう!!



ともひろ  
**田名部智宏** くん  
(孝夫・代里子) 古佐井

介護保険料(普通徴収1期分)  
村県民税(1期分)  
固定資産税(2期分)

納期は

**6月30日(月)です。**

忘れずに納入しましょう!

担当: 役場住民課税務係 ☎2111

## 戸籍の窓口

5月15日現在

### ◎お誕生おめでとう

田畑 空 (孝 悟) 古佐井

### ◎ご結婚おめでとう

(岡村 昌博 古佐井  
福田 夕子 大佐井)

### ◎おくやみ申し上げます

田中 エコ (長 七) 長 後  
若山 茂喬 (美奈子) 古佐井  
佐々木みつる (忠 衛) 古佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

## 佐井村の人口

4月30日現在

男 **1,525** (+11)  
女 **1,509** (+4)  
計 **3,034** (+15)  
世帯数 **1,094** (+16)

( ) 内は前月比

## むつ総合病院からのお知らせ

むつ総合病院では、6月2日より、夜間に救急外来を受診された方から医療費の一部として下記の金額をお預かりすることとなりました。「地域の信頼に応える、より良い、より適切な、より安全な医療を提供する」という理念のもと、今後とも医療の充実に努めて参りますので、みなさま方のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、当院を受診される場合は、保険証や診察券を持参してください。持参されない場合は、自費扱いとなりますのでご注意ください。

### ■取扱場所 救急受付窓口

■取扱時間 平日 午後5時～午前8時30分

休日 午後4時30分～午前8時30分

### ■預り金

1. 保険証を持ってきた方 5,000円

2. 保険証を持ってこなかった方 10,000円

※医療受給証(休日・夜間等受診用)をお持ちの方は受付に提出してください。

### ■精算受付 月曜日～金曜日(休日・祝日を除く)

午前9時～午後4時30分 1階受付カウンター

※詳しくは預り証をご覧ください。

### ■問い合わせ

むつ総合病院医事課収納係 ☎2111 (内線3391)

## 国保からのお知らせ

●国民健康保険法では、災害などの特別な事情がないのに保険税を1年間滞納すると、保険証を返還していただくことになっております。

●その場合には、「被保険者資格証明書」を交付されることとなりますが、これでお医者さんにかかるときは、いったん医療費の全額を自己負担していただくこととなります。

●保険税は、国保を支える大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。

●納付に関するご相談は、役場国保係へ。

## 佐井診療所からのお知らせ

～現在流行中のSARS(重症呼吸不全症候群)について～

テレビなどで周知の通り、SARSを疑っての受診については当院を含め、感染拡大を予防するために、医療機関へ電話での確認をしてから受診するようにお願いいたします。

また、海外渡航歴(期間、渡航先)についても連絡して下さるようお願いいたします。

## 下北交通バスニュース

5月1日からのとってお得な新商品のお知らせ

### ①「敬老フリーバス」(活き甲斐おでかけバス)

65歳以上のお客様へ

11,700円(2ヵ月間有効)で「青森線」(野辺地～青森間)を除く、全路線が対象乗り放題

### ②「フリー乗車券」

大人 4,000円・小人 2,000円

全・出・日の3日間、「青森線」(野辺地～青森間)を除く、全路線が対象乗り放題

「敬老フリーバス」「フリー乗車券」のご使用は記入本人以外は、使用できません。

お求めは下記委託販売店をご利用ください。

★佐井観光協会(アルサス内)

★磯谷…東出商店 ★長後…滝本商店

**下北交通株式会社**

本社 ☎035-0041 青森県むつ市金田1-8-12 ☎(0175)23-3111